

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（平成 22 年高知県公安委員会規則第 6 号）の一部改正について  
公開日 2018 年 04 月 06 日

1 規則等の題名

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（平成 22 年高知県公安委員会規則第 6 号）の一部改正

2 根拠法令・条項

運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号）第 4 条第 2 項第 2 号

3 規則等の制定日

平成 30 年 4 月 6 日（金曜日）

4 結果公示の日

平成 30 年 4 月 6 日

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 条）第 38 条第 4 項第 8 号に該当

6 適用除外の理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行による介護保険法の一部改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、5 の適用除外条項に定める意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であるため。

7 規則等の概要

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

別添のとおり

新旧対照表（認知機能検査従事者審査等実施規則）

別添のとおり

8 担当課・連絡先

担当者：高知県警察本部交通部運転免許センター

住所：吾川郡いの町枝川 2 0 0 番地

電話番号：088 - 893 - 1221（内線 331）

-----  
**公 安 委 員 会 規 則**  
-----

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月6日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

**高知県公安委員会規則第4号**

**認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の  
実施に関する規則の一部を改正する規則**

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（平成22年高知県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び別記第1号様式中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（抜粋）

（認知機能検査従事者審査）

第2条 認知機能検査従事者審査を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

（2）～（5）略

2・3 略

別記

第1号様式 別紙1のとおり

旧

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（抜粋）

（認知機能検査従事者審査）

第2条 認知機能検査従事者審査を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

（2）～（5）略

2・3 略

別記

第1号様式 別紙2のとおり

## 別記

## 第 1 号様式 (第 2 条関係)

<p>認知機能検査従事者審査申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">生年月日</p> <p>認知機能検査従事者審査を受けたいので、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第 2 条第 2 項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。</p>	
該当区分	<input type="checkbox"/> 介護保険法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 <input type="checkbox"/> 警察庁が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 <input type="checkbox"/> 高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第 4 条第 2 項第 2 号の認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 <input type="checkbox"/> 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する認知機能検査員課程を終了した者 <input type="checkbox"/> 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において終了した者
備考	

注 「該当区分」欄のいずれかに該当することを証明する書面を添えてください。

## 別記

## 第 1 号様式 (第 2 条関係)

<p>認知機能検査従事者審査申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">生年月日</p> <p>認知機能検査従事者審査を受けたいので、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第 2 条第 2 項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。</p>	
該当区分	<input type="checkbox"/> 介護保険法第 5 条の 2 に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 <input type="checkbox"/> 警察庁が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 <input type="checkbox"/> 高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第 4 条第 2 項第 2 号の認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 <input type="checkbox"/> 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する認知機能検査員課程を終了した者 <input type="checkbox"/> 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において終了した者
備考	

注 「該当区分」欄のいずれかに該当することを証明する書面を添えてください。